

(議事録)

土屋会長                   おはようございます。ただいまから令和6年度第3回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。

                              まず、委員の出席状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

賃金指導官                本日は公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名に出席いただいております。委員定数の3分の2以上が出席されていることから、最低賃金審議会令第5条第2項により、本審議が有効に成立していることをご報告いたします。

土屋会長                    ありがとうございます。

                              本審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項により公開とし、議事録についても同運営規程第7条第2項により公開することといたします。

                              傍聴者の方は今日、何名いらっしゃっていますか。

賃金指導官                傍聴者は5名です。

土屋会長                    承知しました。

                              それでは、本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は迫委員、使用者側は廣澤委員をお願いいたします。

                              続いて、資料の説明の前に、前回お話ししていたかと思いますが、中賃の会長のビデオメッセージが届いたということで、その件について事務局からお願いいたします。

賃金室長                    今年度の引上げ額の目安について、中央最低賃金審議会の藤村会長からビデオメッセージが届いておりますので、これから御覧いただきます。時間は16分程度でございます。

(動画再生)

藤村会長                    皆さんこんにちは。

                              中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

                              今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

                              これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在

り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けのその趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということとで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様へ直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といたしますのは、昨年へ続き2回目となります。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思ひます。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思ひます。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思ひます。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会へ目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際にもとめられております。近年の配慮内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということとでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思ひます。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載してありますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思ひます。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解してあります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根

抛等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思います。

今年の見通しについても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思います。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりまして平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解

されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6～9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回することは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意

する必要があったと考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク 50 円・4.6%、Bランク 50 円・5.2%、Cランク 50 円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと思います

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会でも提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされて

おります。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところがございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

賃金室長 中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージは以上でございます。

土屋会長 資料について、引き続き説明をお願いいたします。

賃金室長 資料1は、特定最低賃金改正決定の申出状況に関するもの、資料2は特定最低賃金の改正決定等に関する諮問文の写しです。本日の配付資料は以上でございます。

土屋会長 資料については、委員の皆様、特に何かご質問とかはありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議題に入りたいと思っております。議題の1は、特定最低賃金の改正についての諮問です。諮問をお受けしたいと思っております。

労働基準部長 では、特定最低賃金の改正決定につきまして、諮問させていただきたいと思っております。最低賃金法に基づきまして最低賃金の改正決定に関する申出がございましたので、その必要性の有無について貴会の意見を求めます。また、貴会における調査審議の結果、特定最賃5業種のうち改正を決定することの必要性があると認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、併せて調査審議をお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

(労働基準部長から会長に諮問文手交)

土屋会長 ただいま特定最低賃金の改正について、諮問をお受けいたしました。今後の審議予定について、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 特定最低賃金の改正については、関係労使から意見書が提出されております。次回、第4回審議会において、その内容を事務局からご紹介するとことで意見の聴取に代えたいと思っております。特定最低賃

金の改正の必要性については、次々回、第5回以降の審議会でご審議いただき、そのうち「改正の必要性あり」という結論に至ったものについては金額の審議に移行し、事務局において専門部会設置のための事務手続を進めてまいります。その後9月中にそれぞれの専門部会を開催し、10月上旬に本審を開催して、全業種について一括して答申していただくということを予定しております。

以上です。

土屋会長

ありがとうございました。今、説明いただきましたが、委員の皆様から、何かご質問とかご意見がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、議題の1は以上といたしまして、議題の2に移りたいと思います。議題の2はその他ですが、まず、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

よろしいですか。

特にないようですので、それでは、事務局からは何かありますか。

賃金室長

ございません。

土屋会長

分かりました。

それでは、これで本日の議題は全て終了いたしました。以上をもって、本日の審議会を閉会といたします。

— 了 —